

博士課程・前期課程修了資格（学位規程による）

- (1) 前期課程に2年以上在学しなければならない。
- (2) 前期課程において30単位以上修得しなければならない。
- (3) 修士論文又は専攻が指定する特定の課題の研究成果（以下「特定課題」という。）を提出し、最終試験に合格しなければならない。

◆ 修士論文又は特定課題

- ① 修士論文又は特定課題を2年次の終わりに提出する者は、1年次において16単位以上を修得しなければならない。
- ② 英文学専攻生のうち、英語学（言語学）の分野で研究論文又は特定課題を提出する者は、修了に必要な30単位以上のうち、英語学特論及び英語学演習で20単位以上修得しなければならない。
- ③ 修士論文又は特定課題を提出する者は、所定の日までに題目を選び専攻主任教授に届け出なければならない。
- ④ 修士論文は、主論文（正本・副本各1通）特定課題は、主要課題又はそれに関する研究成果報告書（正本・副本各1通）を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。必要によっては参考論文を添付することができる。

◆ 最終試験

- ① 試験は、論文又は特定課題の審査が終わった後に筆記又は口頭で行う。
- ② 試験は、論文の内容を中心として学識と研究能力について審査する。

- (4) 学位取り消しについて

次に示す各号に該当した場合は、研究科委員会の議を経て授与した学位を取り消すものとする。

- ① 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。
- ② 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。

博士課程・後期課程修了資格

（学位規程及び金城学院大学大学院文学研究科（課程博士）審査規程による）

- (1) 後期課程の第3学年に在学し、授業科目につき16単位以上を修得見込みで、所定の要件を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた者。ただし、特に優れた研究業績を挙げた者については、第1学年在学以上とすることができる。
- (2) 授業科目につき16単位以上を修得し、所定の要件を満たし、引き続き後期課程の第3学年に在籍し、かつ、必要な研究指導を受けた者。ただし、後期課程入学後6年（在学中の休学期間を除く。）以内の者。
- (3) 博士論文を提出し、最終試験に合格しなければならない。

◆ 博士論文

- ① 博士論文を提出しようとする者は、研究科の定める指導要綱に従い単位を修得し、研究指導を受け、学位論文提出資格の認定を受けなければならない。
- ② 博士論文を提出しようとする者は、所定の日までに学位申請（博士）論文題目届を提出しなければならない。
- ③ 課程博士の学位を申請しようとする者は、次に掲げる書類を、研究科長に提出しなければならない。

・学位申請書	…………… 1部	・論文目録	…………… 4部
・学位申請論文	…………… 4部	・履歴書	…………… 4部
・申請論文の要旨	…………… 4部	・研究業績目録	…………… 4部
・参考論文（必要ある場合）	…………… 4部		

◆論文の審査及び学位

- ① 論文の審査は、論文を受理したときから、1年以内に終了するものとする。
 - ② 学位試験は、論文審査が終わった後に口頭で行う。
 - ③ 学位試験は、論文の内容及び研究者として自立して研究活動を行うに必要な学識と能力について審査する。
- (4) 学位取り消しについて
次に示す各号に該当した場合は、研究科委員会の議決を経て授与した学位を取り消すものとする。
- ① 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。
 - ② 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。
- (5) 博士課程・後期課程単位取得満期退学について
博士課程・後期課程単位取得満期退学とは、各専攻の後期課程に3年以上在籍した学生が所定の単位を取得し、金城学院大学大学院文学研究科博士課程・後期課程指導要綱に定める条件を充足したものをいう。また、博士課程・後期課程単位取得満期退学者は、その認定の証明書の交付を受けることができる。

指導教員について

- (1) 前期課程
前期課程では、毎年度初めに指導教員及び副指導教員が指定されます。指導教員、副指導教員の指導のもとで研究及び修士論文の作成を進めてください。なお、修士論文研究計画書の提出後に、その内容に基づいて指導教員あるいは副指導教員が変更されることがあります。
- (2) 後期課程
後期課程では、毎年度初めに指導教員1名、副指導教員1名が指定されます。指導教員、副指導教員の指導のもとで研究及び博士論文の作成を進めてください。

資格取得について

■中学校及び高等学校教諭専修免許状取得について

- (1) 基礎資格
中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状の所有資格を有する者で、修士の学位を有するか、大学院に1年以上在学し、30単位以上修得しなければなりません。
- (2) 免許状の種類と履修
前期課程で取得できる免許状及びその履修資格は、表1のとおりです。
- (3) 免許状取得に必要な単位数
高等学校教諭または中学校教諭の専修免許状を取得する者は、前期課程の各専攻で開設する授業科目のうち、教科に関する科目として表2（国文学専攻）、表3（英文学専攻）、表4（社会学専攻）に掲げる科目から24単位以上修得しなければなりません。
- (4) 教育職員免許状授与申請
免許状申請資格を有する者には、愛知県教育委員会へ申請することにより、教育職員免許状が授与されます。在学生については大学で一括して申請を行っています。（ただし、免許状申請資格を有する者で修士修了予定者に限定されます。）
申請のために必要な書類に関することは、修了年次の10月～11月頃に掲示をもって連絡します。

表1 取得できる専修免許状と履修資格

専攻	取得できる免許状の種類	履修資格
国文学専攻	高等学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（国語）	高等学校教諭1種免許状（国語）取得済み 中学校教諭1種免許状（国語）取得済み
英文学専攻	高等学校教諭専修免許状（外国語「英語」） 中学校教諭専修免許状（外国語「英語」）	高等学校教諭1種免許状（外国語「英語」）取得済み 中学校教諭1種免許状（外国語「英語」）取得済み
社会学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民） 中学校教諭専修免許状（社会）	高等学校教諭1種免許状（公民）取得済み 中学校教諭1種免許状（社会）取得済み

教科に関する科目

表2 国文学専攻

(2010年度以降の入学生に適用)

課程	授業科目名	単位	
前期課程	国文学関連科目	国文学特論Ⅰ(1)	2
		国文学特論Ⅰ(2)	2
		国文学特論Ⅱ(1)	2
		国文学特論Ⅱ(2)	2
		国文学特論Ⅲ(1)	2
		国文学特論Ⅲ(2)	2
		国文学特論Ⅳ(1)	2
		国文学特論Ⅳ(2)	2
		国文学特論Ⅴ（比較文学Ⅰ）(1)	2
		国文学特論Ⅴ（比較文学Ⅰ）(2)	2
		国文学特論Ⅵ（比較文学Ⅱ）(1)	2
		国文学特論Ⅵ（比較文学Ⅱ）(2)	2
		国文学演習Ⅰ(1)	2
		国文学演習Ⅰ(2)	2
		国文学演習Ⅱ(1)	2
		国文学演習Ⅱ(2)	2
		国文学演習Ⅲ(1)	2
		国文学演習Ⅲ(2)	2
		国文学演習Ⅳ(1)	2
		国文学演習Ⅳ(2)	2
		国文学演習Ⅴ（比較文学Ⅰ）(1)	2
		国文学演習Ⅴ（比較文学Ⅰ）(2)	2
		国文学演習Ⅵ（比較文学Ⅱ）(1)	2
		国文学演習Ⅵ（比較文学Ⅱ）(2)	2
		国文学特殊研究Ⅰ(1)	2
		国文学特殊研究Ⅰ(2)	2
		国文学特殊研究Ⅱ(1)	2
		国文学特殊研究Ⅱ(2)	2
		国文学特殊研究Ⅲ(1)	2
		国文学特殊研究Ⅲ(2)	2
国文学特殊研究Ⅳ(1)	2		
国文学特殊研究Ⅳ(2)	2		
国文学特殊研究Ⅴ（比較文学）(1)	2		
国文学特殊研究Ⅴ（比較文学）(2)	2		

課程	授業科目名	単位	
前期課程	国文学関連科目	中国文学特論(1)	2
		中国文学特論(2)	2
		中国文学演習(1)	2
		中国文学演習(2)	2
	国語学・日本語教育関連科目	国語学特論Ⅰ(1)	2
		国語学特論Ⅰ(2)	2
		国語学特論Ⅱ(1)	2
		国語学特論Ⅱ(2)	2
		国語学演習Ⅰ(1)	2
		国語学演習Ⅰ(2)	2
		国語学演習Ⅱ(1)	2
		国語学演習Ⅱ(2)	2
		国語学特殊研究Ⅰ(1)	2
		国語学特殊研究Ⅰ(2)	2
		国語学特殊研究Ⅱ(1)	2
		国語学特殊研究Ⅱ(2)	2
		日本語教育特論Ⅰ(1)	2
		日本語教育特論Ⅰ(2)	2
		日本語教育特論Ⅱ(1)	2
		日本語教育特論Ⅱ(2)	2
		日本語教育特論Ⅲ(1)	2
		日本語教育特論Ⅲ(2)	2
		日本語教育演習Ⅰ(1)	2
		日本語教育演習Ⅰ(2)	2
		日本語教育演習Ⅱ(1)	2
		日本語教育演習Ⅱ(2)	2
		日本語教育演習Ⅲ(1)	2
		日本語教育演習Ⅲ(2)	2
		日本語教育特殊研究Ⅰ(1)	2
		日本語教育特殊研究Ⅰ(2)	2
日本語教育特殊研究Ⅱ(1)	2		
日本語教育特殊研究Ⅱ(2)	2		

表3 英文学専攻

(2010年度以降の入学生に適用)

課程	授 業 科 目 名	単 位		
前期課程	英米文学関連科目	英文学特論Ⅰ(1)	2	
		英文学特論Ⅰ(2)	2	
		英文学演習Ⅰ(1)	2	
		英文学演習Ⅰ(2)	2	
		英文学特論Ⅱ(1)	2	
		英文学特論Ⅱ(2)	2	
		英文学演習Ⅱ(1)	2	
		英文学演習Ⅱ(2)	2	
		英文学特論Ⅲ(1)	2	
		英文学特論Ⅲ(2)	2	
		英文学演習Ⅲ(1)	2	
		英文学演習Ⅲ(2)	2	
		英文学特論Ⅳ(1)	2	
		英文学特論Ⅳ(2)	2	
		英文学演習Ⅳ(1)	2	
		英文学演習Ⅳ(2)	2	
		英語学関連科目	米文学特論Ⅰ(1)	2
			米文学特論Ⅰ(2)	2
	米文学演習Ⅰ(1)		2	
	米文学演習Ⅰ(2)		2	
	英語学特論Ⅰ(1)		2	
	英語学特論Ⅰ(2)		2	
	英語学演習Ⅰ(1)		2	
	英語学演習Ⅰ(2)		2	
	英語学特論Ⅱ(1)		2	
	英語学特論Ⅱ(2)		2	
	英語学演習Ⅱ(1)	2		
	英語学演習Ⅱ(2)	2		
英語学特論Ⅲ(1)	2			
英語学特論Ⅲ(2)	2			
英語学演習Ⅲ(1)	2			
英語学演習Ⅲ(2)	2			

課程	授 業 科 目 名	単 位		
前期課程	通訳関連科目	通訳特論Ⅰ(1)	2	
		通訳特論Ⅰ(2)	2	
		通訳特論Ⅱ(1)	2	
		通訳特論Ⅱ(2)	2	
		通訳演習Ⅰ(1)	2	
		通訳演習Ⅰ(2)	2	
		通訳演習Ⅱ(1)	2	
		通訳演習Ⅱ(2)	2	
		通訳演習Ⅲ(1)	2	
		通訳演習Ⅲ(2)	2	
		通訳演習Ⅳ(1)	2	
		通訳演習Ⅳ(2)	2	
		英語教育関連科目	英語教育特論Ⅰ(1)	2
			英語教育特論Ⅰ(2)	2
	英語教育演習Ⅰ(1)		2	
	英語教育演習Ⅰ(2)		2	
	英語教育特論Ⅱ(1)		2	
	英語教育特論Ⅱ(2)		2	
	英語教育演習Ⅱ(1)		2	
	英語教育演習Ⅱ(2)		2	
	特殊専門関連科目	特殊講義Ⅰ(1)	2	
		特殊講義Ⅰ(2)	2	
		特殊講義Ⅱ(1)	2	
		特殊講義Ⅱ(2)	2	
		特殊講義Ⅲ(1)	2	
		特殊講義Ⅲ(2)	2	

表4 社会学専攻

(2010年度以降の入学生に適用)

課程	授業科目名	単位		
前期課程	基礎科目	社会学概論(1)	2	
		社会学概論(2)	2	
	国際社会論関連科目	国際社会論特殊講義Ⅰ(1)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅰ(2)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅱ(1)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅱ(2)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅲ(1)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅲ(2)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅳ(1)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅳ(2)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅴ(1)	2	
		国際社会論特殊講義Ⅴ(2)	2	
		国際社会論演習Ⅱ(1)	2	
		国際社会論演習Ⅱ(2)	2	
		国際社会論演習Ⅲ(1)	2	
		国際社会論演習Ⅲ(2)	2	
		国際社会論演習Ⅳ(1)	2	
		国際社会論演習Ⅳ(2)	2	
		国際社会論演習Ⅴ(1)	2	
		国際社会論演習Ⅴ(2)	2	
		情報社会論関連科目	情報社会論特殊講義Ⅰ(1)	2
			情報社会論特殊講義Ⅰ(2)	2
	情報社会論特殊講義Ⅱ(1)		2	
	情報社会論特殊講義Ⅱ(2)		2	
	情報社会論特殊講義Ⅲ(1)		2	
	情報社会論特殊講義Ⅲ(2)		2	
	情報社会論特殊講義Ⅳ(1)		2	
	情報社会論特殊講義Ⅳ(2)		2	
	情報社会論特殊講義Ⅴ(1)		2	
	情報社会論特殊講義Ⅴ(2)		2	
	情報社会論演習Ⅰ(1)		2	
	情報社会論演習Ⅰ(2)		2	
	情報社会論演習Ⅱ(1)		2	
	情報社会論演習Ⅱ(2)		2	

課程	授業科目名	単位	
前期課程	福祉社会論関連科目	福祉社会論特殊講義Ⅰ(1)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅰ(2)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅱ(1)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅱ(2)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅲ(1)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅲ(2)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅳ(1)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅳ(2)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅴ(1)	2
		福祉社会論特殊講義Ⅴ(2)	2
		福祉社会論演習Ⅰ(1)	2
		福祉社会論演習Ⅰ(2)	2
		福祉社会論演習Ⅱ(1)	2
		福祉社会論演習Ⅱ(2)	2
		福祉社会論演習Ⅲ(1)	2
		福祉社会論演習Ⅲ(2)	2
		福祉社会論演習Ⅳ(1)	2
		福祉社会論演習Ⅳ(2)	2
		福祉社会論演習Ⅴ(1)	2
		福祉社会論演習Ⅴ(2)	2
	資格関連科目	社会調査演習	2
		国際社会論演習Ⅰ(1)	2
		国際社会論演習Ⅰ(2)	2

■ 「専門社会調査士」について

1. 「専門社会調査士」とは

社会調査資格には、「社会調査士」と「専門社会調査士」の2種類があります。アンケートやインタビューなどを用いて、世論、市場動向、社会事象等をとらえる能力があることを認定する制度で、取得者は「社会を読み解く専門家」と言われています。例えば、以下の分野に関心のある方におすすめです。

- ・ マスコミで世論調査やドキュメンタリー制作などに携わりたい。
- ・ 企業の商品開発部門などで市場調査を手がけたい。
- ・ 自治体に勤めて、住民のニーズを把握できるようになりたい。

専門社会調査士の資格を得るためには、原則、次の4項目を全て満たさねばなりません。

(1) 社会調査士の資格を有すること。

※有していない場合でも、専門社会調査士資格を取得する際、同時に申請することも可能です。

(2) 本学で、標準カリキュラムH～Jに対応した授業科目単位を取得していること。

(3) 社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆すること。

(4) 修士課程を修了していること。

※すでに修士課程を終えた場合でも専門社会調査士資格は申請できます。

なお、本学で社会調査士は、「現代文化学部国際社会学科」「国際情報学部国際情報学科グローバルスタディーズコース」「人間科学部心理学科社会心理学専攻」「人間科学部多元心理学科」が取得を支援しています。

2. 資格認定機関

「一般社団法人 社会調査協会」です。その前身である「社会調査士資格認定機構」は、2003年、日本社会学会、日本行動計量学会、日本教育社会学会を母胎として発足しました。

3. 資格取得に関する科目

原則として、社会調査士の資格を取得した上で、以下のH～Jに対応する、本学の開設授業科目の単位を取得する必要があります。なお、これらの科目は、すべて隔年開講です。

資格認定機関が定める 科目区分等			左記に対応する開設授業科目及び単位数			
区分	単位	科目説明	前期課程		後期課程	
H	2	調査企画・設計	国際社会論演習Ⅰ(1)	2単位	現代社会論特殊講義(1)	4単位
I	2	多変量解析	社会調査演習	2単位	社会調査演習※	2単位
J	2	質的調査	国際社会論演習Ⅰ(2)	2単位	現代社会論特殊講義(1)	4単位

※科目「社会調査演習」は、前期課程が開設する科目です。

4. 資格取得に要する費用

審査・認定手数料

社会調査士の資格を→取得している：31,500円（税込）

→取得していない：42,000円（税込）

※振込用紙のコピーを申請書裏面に貼付し、本学の所定の窓口に提出します。

<参考> 一般社団法人 社会調査協会 公式サイト <http://jasr.or.jp/index.html>

文学研究科履修規程

(1997年10月9日制定)
最終改正 2009年11月12日

(目的)

第1条 金城学院大学大学院学則及び同大学院学位規程に基づき、金城学院大学大学院文学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目等の履修方法に関する規定を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 本研究科各専攻の授業科目及び単位数は、金城学院大学大学院学則の別表のとおりとする。

(前期課程の履修方法)

第3条 学生は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、修士論文又は専攻が指定する特定の課題の研究結果（以下「特定課題」という。）を提出するものとする。

- 2 2年次の終わりに修士論文又は特定課題を提出しようとする者は、1年次において16単位以上を修得しなければならない。
- 3 長期履修学生は、修士論文又は特定課題を提出しようとする前年度までに16単位以上を修得しなければならない。
- 4 学生は、本研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所（以下「大学院等」という。）との協議により、当該大学院等の授業科目等を履修することができる。
- 5 学生は、本研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との協議により、当該大学院等において必要な研究指導を受けることができる。
- 6 第4項の規定により履修した授業科目等の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得した単位としてみなすことができる。
- 7 学生は、本研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、本研究科の他専攻及び他の研究科の各専攻の授業科目を履修することができる。
- 8 前項の規定により修得した単位は、第5項の規定により修得した単位とあわせて、国文学専攻においては10単位、英文学専攻及び社会学専攻においては14単位を超えない範囲で修了に要する単位に算入することができる。

(後期課程の履修方法)

第4条 学生は、3年以上在学し、16単位以上を修得し、博士論文を提出するものとする。

- 2 上記修得単位（16単位）のうち12単位は、原則として同一教員の開講する演習を3年間履修し、修得するものとする。

(修士論文又は特定課題・最終試験)

第5条 1年次学生は、あらかじめ指定された期日までに修士論文研究計画書又は特定課題研究計画書（指定の用紙による。）を学生支援部履修支援センターに提出するものとする。

- 2 修士論文は、主論文（正本・副本各1通）を、特定課題は、主要課題（正・副各1通）又はそれに関する研究成果報告書（複写可能な場合には正・副各1通）を所定の期日までに、文学研究科長に提出しなければならない。必要に応じて参考論文等を添付することができる。
- 3 最終試験は、修士論文又は特定課題の審査終了後に筆記又は口頭で行い、論文又は研究成果の内容を中心として学識と研究能力について審査する。

(前期課程の指導教員)

第7条 学生は、あらかじめ指定された指導教員及び副指導教員のもとで研究し、修士論文又は特定課題の作成をする。

- 2 前項の指導教員及び副指導教員は、毎年度初めに学生の研究分野に応じて、各専攻の推薦を経て、研究科委員会で承認される。なお、修士論文研究計画書又は特定課題研究計画書の受理後、その内容に基づく各専攻の協議および研究科委員会の承認を経て、変更することがある。

(後期課程の指導教員)

第8条 学生は、あらかじめ指定された指導教員及び副指導教員のもとで、研究及び博士論文等の作成をする。

2 前項の指導教員及び副指導教員は、毎年度初めに学生の研究分野に応じて、各専攻の推薦を経て、研究科委員会で承認される。

(後期課程の研究計画等)

第9条 学生は、毎年度初めに所定の用紙に記した研究計画書を、指導教員の指導を受けて、学生支援部履修支援センターに提出するものとする。

2 学生は、毎年度1月末までに、所定の用紙に記した研究経過報告書を、指導教員の承認を得て、学生支援部履修支援センターに提出するものとする。

3 学生は、毎年度1月末までに、研究主題に関する論文を指導教員に提出するものとする。また、所定の用紙に記したその概要を指導教員の承認を得て、学生支援部履修支援センターに提出するものとする。

4 長期履修学生は、前項に定める論文及び概要を、指導教員が指定する年度の1月末までに提出するものとする。

5 学生は、1年に1回以上、もしくは在学期間内に3回以上の研究発表を行うものとする。

(博士論文提出資格の認定)

第10条 学生は、毎年度末に提出する研究経過報告書並びに研究主題に関する論文の概要及び指導教員の報告に基づき、研究科委員会で博士論文提出資格の有無が認定される。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、本研究科委員会の決議に基づき、これを行う。

附 則 (一部省略)

附 則 (2009年11月12日文学研究科委員会)

この規程は、2009年11月12日から施行する。